

宿泊者の注意事項

- *チェックインは14時から17時まで
- *チェックアウトは午前11時まで
- *ゴミは必ずお持ち帰り下さい。
- *公園内での花火(手持ち花火)は禁止(火事の原因になります)
- *公園内でのキャンプファイアー・焚き火は禁止(火事の原因になります)
- *ペット同伴の宿泊禁止
- *使い切った木炭の墨は、炊飯棟の窯に捨ててください。
- *バンガロー・樹上ハウスに設置しているBBQセットは使用後は、洗って下さい。
- *大型・マイクロバスの駐車に関しては、当日管理事務所にて確認して下さい。

国頭村森林公園施設等の使用上の注意

(使用料の還付)

- 1 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、天候、災害等、使用者の責によらない場合及び使用の3日前までに使用の取消をした場合又は指定管理者が必要と認めた場合は還付することができる。

(使用者の行為の禁止)

- 2 森林公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 許可なく行商、募金、その他これに類する行為をすること。
 - (2) 公園を損傷、又は汚損すること。
 - (3) 土石、植栽物の採取、又は折傷すること。
 - (4) 土地の形質を変更する。
 - (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (6) 広告物、又はこれに類するものを表示、貼付し、又は散布すること。
 - (7) みだりに火気を使用すること。
 - (8) 著しく静穏を害し、又は喧騒にわたること。
 - (9) 立入禁止区域に立入ること。
 - (10) 指示された場所以外へ車の乗り入れ、又は止めておくこと。
 - (11) 公の秩序又は風紀をみだし、他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (12) その他管理の必要上村長の指示によって禁止したこと。

(使用権の譲渡等の禁止)

- 3 使用者は、使用の権利を他人に譲渡してはならない。

(設備の変更禁止)

- 4 使用者は、森林公園施設等内に特別な設備をしたり変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けた時はその限りではない。

(使用の準備)

- 5 森林公園施設等の使用のための準備は、使用者において行わなければならない。

(原状回復の義務及び清掃等)

- 6 森林公園施設等の使用を終了したときは原状に回復し、空きビン、空きカン、ゴミの持ち帰ること。